

奈良工業高等専門学校自己点検・評価申合せ

令和2年12月8日制定

令和7年4月10日改正

奈良工業高等専門学校点検・評価規程第4条に基づき、意見聴取の方法等について次のとおり申し合わせる。

第1 意見聴取の方法等は、次の実施組織において検討し、アンケート等により実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は、校長が判断するものとする。

	事項	対象	実施組織
1	ディプロマポリシー、アセスメントプランに沿った学力、資質、能力に関すること	卒業生、修了生、教員及び外部有識者	教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会
2	アドミッションポリシー、アセスメントプランに関すること	在学生、教員及び外部有識者	教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会
3	授業に関すること	在学生及び教員	教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会
4	入試に関すること	在学生及び教員	入試専門部会、専攻科委員会及び総務委員会
5	生活環境に関すること	在学生	学生委員会
6	教員FDに関すること	教員	総務委員会
7	寮生活に関すること	寮生	寮務委員会
8	情報システムに関すること	在学生及び教職員	教育支援センター、情報システム統括室
9	職場環境・施設に関すること	教職員	総務課
10	その他	その他対象者	アンケート等実施組織

第2 アンケート等を実施する場合、必要に応じ関係組織への協力を求めるものとする。

第3 アンケート等を実施した組織は、アンケート等の内容及び分析結果を総務委員会に提出するものとする。総務委員会は分析結果を確認し、校長に報告する。

附 則

この申合せは、令和2年12月8日から施行する。

附 則

この申合せは、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。